

発福長第346号
令和4年5月30日

介護老人福祉施設長
地域密着型介護老人福祉施設長
介護老人保健施設長
介護医療院長

様

鳥取市福祉部長寿社会課長
(公印省略)

介護保険負担限度額認定の申請勧奨について(協力依頼)

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

標題の件につきまして、7月末で有効期間が満了となりますので、貴施設に入所中の対象者の方へ更新のお知らせをお送りしています。

貴施設におかれましては、業務ご多忙の折大変恐縮ですが、要介護者やその家族への手続の説明を行っていただくことや、保険者(鳥取市)への申請書及び添付書類の提出を代行していただくことなどをはじめ、要介護者の負担を軽減しつつ適切な申請が行われるために必要な対応を講じていただくことについて、可能な範囲でご協力をお願いいたします。

つきましては、更新対象者について下記のとおりお知らせします。

記

1. 更新対象者 別紙のとおり
2. 介護保険負担限度額認定の更新手続について 別紙のとおり

※負担限度額認定の更新申請をされなかった場合、
令和4年8月分より、介護給付費の請求時に
負担軽減の適用がなくなります。